

事 務 連 絡  
平成 28 年 6 月 24 日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局振興課

介護予防・日常生活支援総合事業における公費負担を対象とした  
高額介護予防サービス費相当事業による支給の振替について

平素より、介護保険制度の円滑な実施にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 22 条の 2 の 2 第 10 項及び第 11 項（第 29 条の 2 の 2 第 10 項及び第 11 項）の規定に基づき、介護保険優先の公費負担医療等の対象となる介護保険サービスについては、介護（予防）サービス費用のうち保険給付を控除した額が公費負担医療等及び被保険者等本人が負担することになりますが、公費及び被保険者等負担分が高額介護（予防）サービス費の支給に係る自己負担上限額を超える場合の費用については、高額介護（予防）サービス費の支給があったものとみなされます。

現在、高額介護（予防）サービス費から公費負担医療等への財源の振替は、国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）の介護保険審査支払等システムに組み込まれており、国保連合会において高額介護（予防）サービス費・公費負担医療等それぞれが負担するべき支給額を計算した上で介護保険者及び公費負担者へ請求することとなっています。

平成 27 年 4 月の改正介護保険法の施行により創設されました介護予防・日常生活支援総合事業における高額介護予防サービス費相当事業においても、国保連合会において同様の振替を行う必要があるため、平成 28 年 4 月より別紙のと通りの取扱いとします。

**【担当者】**

厚生労働省老健局振興課

地域包括ケア推進係・生活支援サービス係

TEL：03-5253-1111（3986）

(別紙)

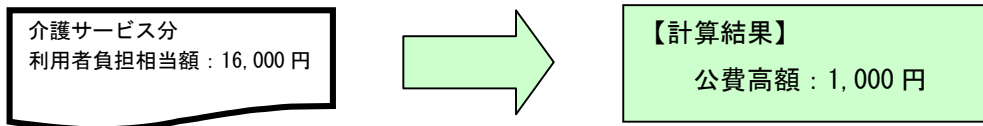
介護予防・日常生活支援総合事業における公費負担を対象とした高額介護予防サービス費相当事業による支給の振替について

- 介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）サービスにおける現物給付として取扱う高額介護予防サービス費相当事業による支給は、公費が適用となるサービス種類を振替対象とする。ただし公費の内、特別対策：58については現在行っている介護（予防）サービスにおける現物給付として取扱う高額介護（予防）サービス費の振替と同様に対象外とする。
  
- ※ 公費が適用となるサービス種類コードの詳細については、平成27年3月31日付事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について」IV-資料11「サービス種類と適用可能公費の関係」を参照。
  
- 総合事業における現物給付として取扱う高額介護予防サービス費相当事業による支給の上限額は、現在行っている介護（予防）サービスにおける現物給付として取扱う公費負担上限額と同様37,200円とし、介護扶助の場合は15,000円とする。
  
- 介護（予防）サービス及び総合事業サービス両方の利用がある場合に、利用者負担相当額の合計が公費負担上限額を上回る場合、高額介護（予防）サービス費と高額介護予防サービス費相当事業の取扱いにならない、介護（予防）サービスの利用者負担相当額から公費負担上限額の対象とし、残りを総合事業サービスの利用者負担相当額の対象とする。
  
- 複数の公費負担医療等の給付を受ける場合、公費適用の優先順位の低い公費負担医療等から現物給付として取扱い、高額介護予防サービス費相当事業による支給の振替を行う。なお、介護（予防）サービスと総合事業サービス両方の利用がある場合において、複数の公費負担医療等の給付を受ける場合については、前項の調整を優先する。

(参考事例)

【事例1 (現行)】 介護サービスの利用があり、公費12 (生活保護) 対象者

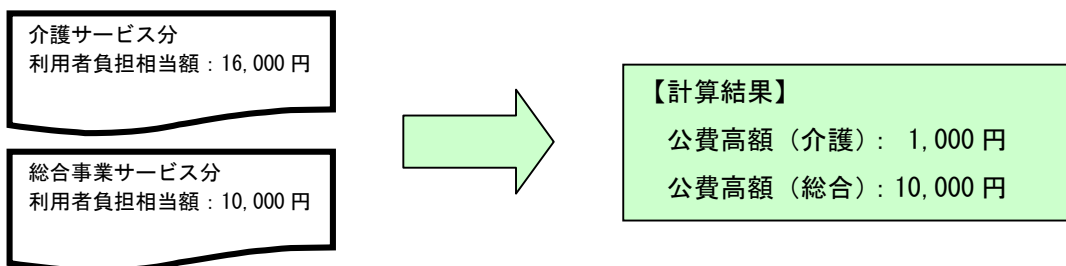
- ・ (介護サービス分) 利用者負担相当額 : 16,000 円
- ・ 公費負担上限額 : 15,000 円



介護給付から公費負担者 (12:生活保護) に1,000 円を振替える

【事例2】 介護サービス及び総合事業サービスの利用があり、公費12 (生活保護) 対象者

- ・ (介護サービス分) 利用者負担相当額 : 16,000 円
- ・ (総合事業サービス分) 利用者負担相当額 : 10,000 円
- ・ 公費負担上限額 : 15,000 円

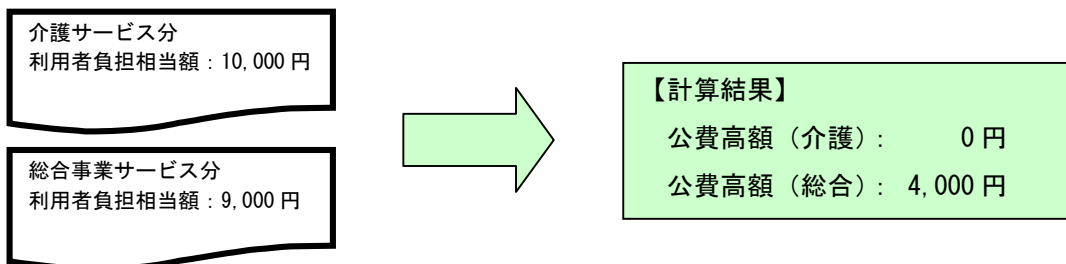


総合事業費から公費負担者 (12:生活保護) に10,000 円を振替える

介護給付費から公費負担者 (12:生活保護) に1,000 円を振替える

【事例3】 介護サービス及び総合事業サービスの利用があり、公費12 (生活保護) 対象者

- ・ (介護サービス分) 利用者負担相当額 : 10,000 円
- ・ (総合事業サービス分) 利用者負担相当額 : 9,000 円
- ・ 公費負担上限額 : 15,000 円



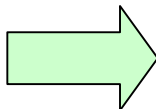
総合事業費から公費負担者 (12:生活保護) に4,000 円を振替える

【事例4】介護サービスでは公費12（生活保護）、総合事業サービスでは公費81（原爆福祉）でのサービス利用者

- ・（介護サービス分）利用者負担相当額：10,000円
- ・（総合事業サービス分）利用者負担相当額：8,000円
- ・公費負担上限額：15,000円

介護サービス分  
公費12（生活保護）  
利用者負担相当額：10,000円

総合事業サービス分  
公費81（原爆福祉）  
利用者負担相当額：8,000円



【計算結果】

公費高額（介護・公費12）： 0円

公費高額（総合・公費81）： 3,000円

総合事業費から公費負担者（81：原爆福祉）に3,000円を振替える